

10月は国民健康保険証の更新月です

現在お持ちの国民健康保険被保険者証の有効期限は「平成27年9月30日」です。

新しい被保険者証を9月下旬までに郵送（簡易書留）しますので、その記載事項をご確認ください。被保険者証はカードタイプですので、お一人ずつ持っていたいただくことになります。

10月以降、医療機関等にかかるときは、必ず新しい被保険者証を提示してください。

期限切れのものは、保健福祉課又は各振興センターで随時回収しております。（郵送可）

新しい被保険者証の有効期限は「平成28年9月30日」ですが、下表のいずれかの条件に当てはまる方は、有効期限が平成28年9月30日以前の日付になります。

有効期限が切れた後、後期高齢者医療制度に加入される方には後期高齢者医療制度の被保険者証を、それ以外の方には一般の国民健康保険被保険者証を郵送します。

条 件	有 効 期 限 等
平成27年10月2日～平成28年9月30日の間に75歳になる方	後期高齢者医療制度に加入となるため、有効期限は75歳の誕生日の前日となります。
退職者国保であり、平成27年10月2日～平成28年9月1日の間に65歳になる方	一般の国保に切り替えとなるため、有効期限は65歳の誕生日の月（誕生日が1日の場合は前月）の末日となります。条件に当てはまる方が退職被保険者本人の場合は、その被扶養者の有効期限も同様になります。

※以下のような場合は、役場へ14日以内の届出が必要です。

	こんな場合	届出に必要なもの
国保に入る	職場の健康保険をやめた	職場の健康保険をやめた証明書、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者でなくなった	被保険者でなくなった証明書、印鑑
国保をやめる	職場の健康保険に加入した	国保と職場の両方の保険証（職場の保険証が未交付の場合は加入証明）、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になった	

この件についてのお問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 国保係
電話(0868)54-26086

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の追納をお勧めします！

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば遡って古い月分から納める（追納）ことができます。

ただし、免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

一部免除を受けた期間は、残りの納付すべき保険料が納付されていない場合は追納できません。

・若年者納付猶予・学生納付特例期間」が「法定免除・申請免除期間」より古い（先に経過した）月分である場合は、「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が優先します。

・「法定免除・申請免除期間」が「若年者納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

・若年者納付猶予・学生納付特例期間」の中では、先に経過した月分から納めることになります。

・「法定免除・申請免除期間」の中では、先に経過した月分から納めることになります。

国民年金保険料「10年の後納制度」は9月30日まで

過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することと将来の年金額を増やすことができます。「10年の後納制度」は、平成27年9月30日をもって終了します。

後納制度を利用するには、申し込みが必要です。詳しくは「国民年金保険料専用ダイヤル」(070-011-0550)またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

お問い合わせ先

津山年金事務所 国民年金課 電話(0868)31-26063
鏡野町住民税務課 年金係 電話(0868)54-26086